

# 千葉県いじめ防止基本方針(概要)

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### ○千葉県のいじめの状況

- ・平成24年度認知件数:21,028件、児童生徒1,000人あたり32.2件(全国6番目)  
→認知件数が多いことを過大に問題視せず、積極的にいじめを認知し、解消することが重要

### ○基本理念

- ・すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない」と正しく認識すること、いじめへの対処を理解し行動できる力を身につけることが、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核
- ・学校を中心に、いじめを受けた児童生徒・助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要
- ・児童生徒が「いじめを放置しない」ことを可能にする環境づくりが必要

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### ○県が実施すべき施策

#### ①基本的事項

- ・本県の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を策定し、実施
- ・県外の学校に通う児童生徒についても、他の地方公共団体と連携して支援

#### ②相談及び情報収集体制の充実

- ・相談窓口の設置、人員の確保等＋児童生徒・保護者への周知徹底
- ・教職員が安心して相談できる体制づくり(学校内の組織＋県の相談組織)
- ・県において継続的な情報収集を実施

#### ③いじめの予防のための取組の推進

- ・児童生徒自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組  
「いのちを大切に作るキャンペーン」、道徳教育の映像教材など
- ・児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組  
「豊かな人間関係づくり実践プログラム」など
- ・その他、いじめに適切に対処する力(いじめに負けないための力)を養う取組等

#### ④いじめの早期発見のための取組の推進

- ・定期的なアンケート調査、個人面談等の推進

#### ⑤人材の確保及び資質の向上

- ・研修の充実を通じた教職員の資質の向上、教職員配置の充実
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の確保と適切かつ十分な配置

#### ⑥啓発活動

- ・「24時間いじめ相談ダイヤル」等の相談機関の周知徹底
- ・いじめ防止啓発強化月間(毎年4月)における取組強化

#### ⑦インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ・情報リテラシーや情報モラルに関する教育の充実
- ・ネットいじめ事案に対処する体制の整備・・・「ネットパトロール」等

#### ⑧調査研究

- ・継続的な調査研究の実施→関係機関との共有

## ○学校及び学校の教職員の役割

### ①学校いじめ防止基本方針の策定

- ・策定にあたっての手引き(チェックリスト等)を示し、各学校を支援(チェックリストの例)・学校におけるいじめの相談・通報窓口を示している
- ・いじめ事案が発生した場合の報告連絡体制について定めている 等

### ②学校におけるいじめの防止等のための組織

- ・「生徒指導部会」等既存の組織を有効活用する。

### ③学校におけるいじめの防止等に関する措置

- ・未然防止・早期発見・いじめに対する措置にあたっての留意点を提示(例)教職員が自らの言動の影響力を十分に認識する必要
- アンケート調査の計画的な実施と個別面談の機会の設定
- いじめの被害者の安全確保を最優先し、ケアを開始 等

## ○保護者の役割

- ・児童生徒がいじめを受けた場合に適切に保護する →保護者への働きかけが必要(啓発資料等)
- ・いじめが絶対に許されない行為であることを理解させる →家庭教育の役割も重要

## ○重大事態への対処

※重大事態=いじめにより、①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### ①重大事態に関する調査

- ・事実の認知後、学校は速やかに報告(県立・私立学校→県→知事、市町村立学校→市町村→市町村長)
- ・調査主体の決定(学校or学校の設置者)
- ・調査の実施と報告

### ②知事による再調査

- ・知事は①の調査結果について、必要があると認めるときは、再調査ができる。

### ③関係機関が重大事態の対処等を実施しない等の相談を県が受けた場合

- ・県は関係機関に連絡して対応を依頼したり、必要な助言を行う等により、対処が進むよう努める。

### ④重大事態が県外で発生している場合

- ・当該地方公共団体に連絡する等により、対処が進むよう努める。

### ⑤市町村との連携による再調査

- ・市町村における調査の結果を踏まえ、当該市町村と連携の下、知事が調査できる。

## 第3 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項

いじめ防止対策の実施状況等を毎年千葉県いじめ対策調査会に提出し、点検評価を受け、各種施策を改善

## 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### ○調査結果等の資料の保存

各設置者の定める文書の保存に関する規則に従い適切に取り扱う。

### ○教職員の業務の精選

### ○県基本方針の見直し

毎年の評価・検証に基づき、改善のための見直しを実施